

令和7年度郡山市下水道工事指定店講習会

郡山市上下水道局営業課

講習内容

- (1) 郡山市下水道工事指定店についてP. 3 ~ P. 5
- (2) 排水設備工事についてP. 6 ~ P. 9
- (3) 各種申請に係る押印の取扱いについてP. 10 ~ P. 11
- (4) 除害施設についてP. 12 ~ P. 14
- (5) 融資あっせん制度についてP. 15 ~ P. 17
- (6) 雨水活用補助金についてP. 18
- (7) 一時使用・特別使用許可についてP. 19 ~ P. 20
- (8) 公共汚水枥設置申込みにについてP. 21 ~ P. 22
- (9) 物件設置・公共汚水枥等設置許可申請についてP. 23 ~ P. 24

1 郡山市下水道工事指定店等の義務

郡山市下水道条例施行規程（抜粋）

（工事指定業者の義務）

第33条 工事指定店の指定を受けた者（以下「工事指定業者」という。）は、次の事項を遵守しなければならない。

- （1）工事の申込みを受けたときは、正当な理由がない限り拒否しないこと。
- （2）あらかじめ、施工方法、費用等について申請人に十分な説明を行い、工事は、誠実かつ迅速に施工すること。
- （3）**工事の完了後6箇月以内に生じた故障については、無償で補修すること。**ただし、不可抗力又は使用者の故意若しくは過失と認められるものについては、この限りでない。
- （4）**名義を貸与し、又は下請人に工事を施工させないこと。**

（責任技術者の責務）

第39条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規程その他管理者が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工（監理を含む。）に当たらなければならない。

- 2 **責任技術者は、当該工事の完了に伴う検査に立ち会わなければならない。**
- 3 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に下水道排水設備工事責任技術者証を携帯し、当該職員から提示の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 郡山市下水道工事指定店等の登録・申請等の手続き

下水道工事指定店の有効期間： **5年間**

(継続して指定を受ける場合は、有効期間満了の **2箇月前までに申請が必要**)

登録内容に異動が生じた場合、**添付書類等とともに、郡山市下水道工事指定店異動届の提出が必要**となります。

異動内容	添付書類
営業の廃止	・ 郡山市下水道工事指定店認可証（原本）
名称又は代表者（※）の変更	・ 登記事項証明書（原本） ・ 郡山市下水道工事指定店認可証（写し）
営業所の移転	・ 登記事項証明書（原本） ・ 移転先の位置図 ・ 郡山市下水道工事指定店認可証（写し）
下水道排水設備工事 責任技術者の増減	・ 福島県下水道排水設備工事責任技術者証（原本） ・ 排水設備指定工事店専任責任技術者登録届（様式4）又は排水設備指定工事店専任責任技術者取消届（様式5）

※役員(代表者以外)の変更については届出不要です。

責任技術者の登録について、以下の内容に変更が生じた場合も届出が必要です。

変更内容	必要な書類等
下水道排水設備工事責任技術者の住所・氏名等	・福島県下水道排水設備工事責任技術者証記載事項変更届（様式6） ・福島県下水道排水設備工事責任技術者証（原本） ・変更したことが確認できるもの（住民票、運転免許証などの写し）

なお、下水道排水設備工事責任技術者の各種届出に必要な様式は、公益財団法人福島県下水道公社のホームページからダウンロードできます。
（ホームページアドレス <http://www.fspc.or.jp>）

排水設備工事等の流れは、次の(1)から(8)となります。

- (1) 平面図・縦断図の作成 ……テキストP.10 ~ P.11
- (2) 調査・設計・施工上の注意事項 ……テキストP.12 ~ P.13
- (3) 合流区域における注意事項 ……テキストP.14
- (4) 申請書記載事項 ……テキストP.15
- (5) 見取図 ……テキストP.14 ~ P.15
- (6) 見積書・工事調書 ……テキストP.16
- (7) 開始届・完了届・汲取り証明書 ……テキストP.16 ~ P.18
- (8) 工事完了検査 ……テキストP.19

※申請書については、記入例を参考に作成してください。……P.43~P.54参照

※排水設備工事は確認を受けてから1年以内に完了しなければなりません。(郡山市下水道条例施行規程第5条第3項)

(1) 平面図・縦断図の作成

①事前確認

- ・ 必ず施工場所の供用開始の有無、下水道本管の有無及び公共污水桝の有無を確認して申請に係る図面を作成してください。
施工場所が供用開始区域内かつ下水道本管が未整備の場合、下水道整備課へご相談ください。
- ・ **公共污水桝について、必ず現地にて位置及び使用可能であることを確認してください。**

②図面作成・設計の注意事項

- ・ 図面には施工する部分を赤色で、既存部分は黒色で記入してください。
- ・ **公共污水桝を基準(ベンチマーク)とし、測点をNo. 0、地盤高を10.00mとしてください。**
- ・ 排水管の勾配は条例で定めるとおりに施工してください。(郡山市下水道条例第4条)
※管径φ100の勾配は2.0%以上 なお、1.99%を四捨五入して2.0%とすることは出来ません。

(2) 調査・設計・施工上の注意事項

- ・ **設計に重要な要素となるため、現地調査を徹底してください。**地盤高等は**測量機器(オートレベル等)**で測量し正確に記載してください。(設計図の記載数値はテキストP.11を参照)
また、現場が完了した際にも必ず測量機器による出来形検測を行い、現場と図面が一致しているかを確認してください。

(3) 合流区域における注意事項

- ・汚水と雨水は別々に配管し、それぞれ公共汚水桝・公共雨水桝等（街渠桝、道路側溝等も含む）に接続してください。なお、合流区域において公共雨水桝等がない場合は、宅内最終桝で汚水と雨水を合流させてください。

(4) 申請書記載事項

- ・項目、記入等方法などの注意事項が記載されているので、確認してください。

(5) 見取図（住宅地図）

- ・施工場所を中央に配置し、赤色（蛍光ペンは不可）で囲い斜線にしてください。

(6) 見積書・工事調書

- ・「申請費」や「申請手数料」は、「諸経費」又は「図面作成費」とし、申請人へ誤解を招かないように注意してください。
見積書は任意様式とします。

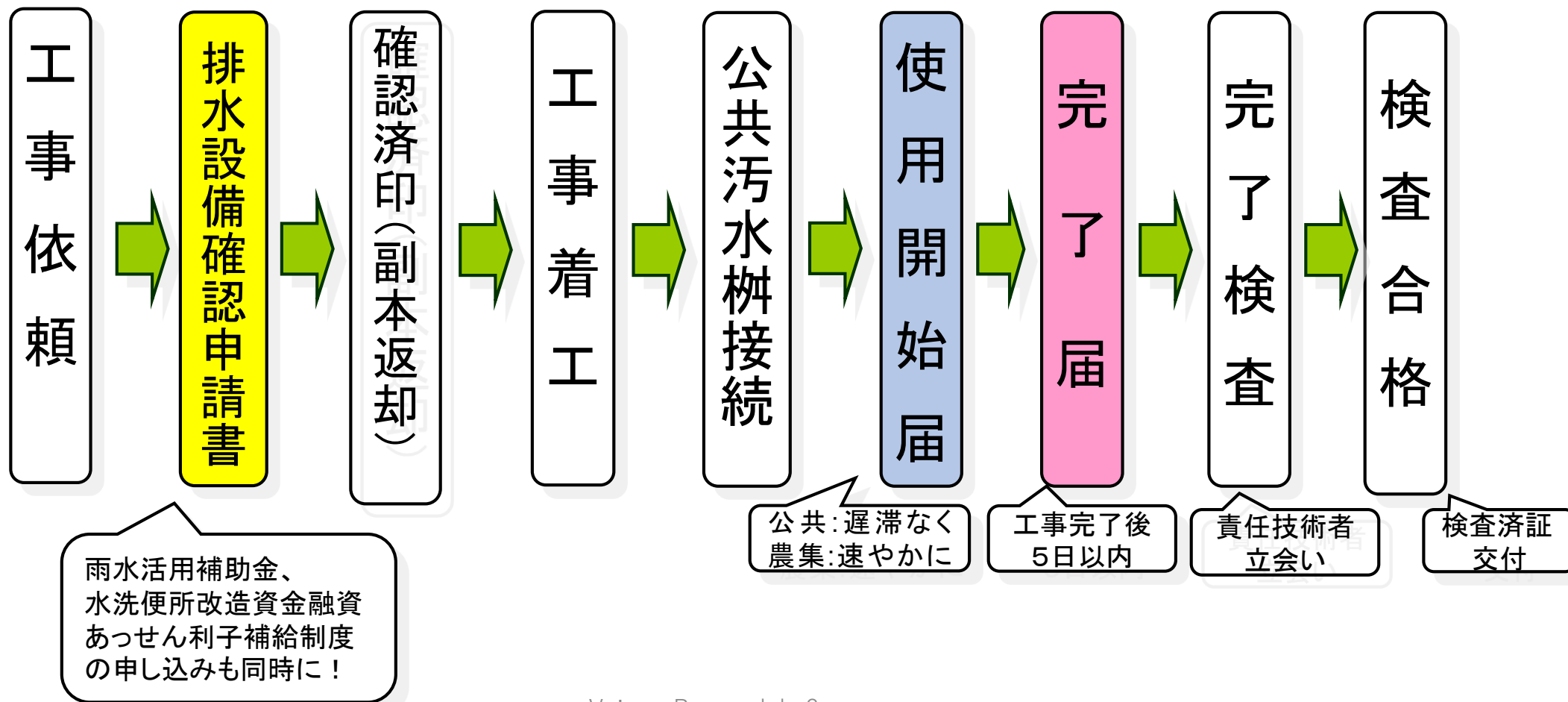
(7) 開始届・完了届・汲取り証明書

- ・使用開始等届は、遅滞なく、速やかに、提出してください。
また、工事完了届は、工事完了後5日以内に提出してください。

(8) 工事完了検査

- ・完了検査を受ける前に必ず社内検査を行ってください。

公共下水道・農業集落排水施設（共通）



各種申請に係る押印の取扱い

テキストP43参照

第1号様式（第5条関係）

記入例

公共

排水設備確認申請書

※提出日を記入します。
〇〇 △ 年 4 月 5 日

郡山市上下水道事業管理者

申請人住所氏名電
郡山市豊田町×-△
朝日一平
924-〇〇〇〇

下水道工事指定店所在地名称代表者名電
郡山市桑野●丁目×-▲
郡山設備 株式会社
代表取締役 郡山太郎
924-〇〇〇〇

下水排水設備工事責任技術者
郡山花子

※審査期間を考慮し提出日から1週間程度の余裕を持って記入してください。
※工事完了予定日は、工事開始予定日から1年以内としてください。

※建て替えの場合も新設です。

排水設備の工事について確認を受けたので、次のとおりです。

※往住所を記入します。

※今回申請する工事に伴い区分される便槽をします。
※新築や増・改修で既設の便槽がない場合は空欄にします。

※該当するものすべてにします。
※複数選択可能です。

便槽の種類
☒ 新設 ☐ 増設 ☐ 改修 ☐ 改修
☒ 一般住宅 ☐ 共同住宅 ☐ 事務所 ☐ 工場
☒ 店舗（飲食店） ☐ その他（ ）
※飲食店などの場合、除害施設等の申請が必要になります。

使用水区
☒ 水道水 ☐ 井戸水 ☐ その他（ ）

水道メーター番号又はお客様番号
XXXXXXXX
※メーター番号を記入します。
メーターが複数の場合は別紙に記入してください。

メーター口径
13 ミリメートル× 1 個

土地面積
〇〇〇 平方メートル

使用人数
4 人

工事予定期間
〇〇 △ 年 4 月 15 日 から 〇〇 △ 年 5 月 △ 日まで

※融資や補助申請の大切な確認のため、記入漏れの無いようご注意ください。

あつせん申請 ☐ 有 ☒ 無
目抑制施設補助申請 ☒ 有 ☐ 無
水貯留施設転用補助申請 ☐ 有 ☐ 無

添付書類 ☒ 見取図 ☒ 平面図 ☒ 縦断面図 ☐ 構造詳細図 ☐ 工事調書 ☐ 見積書

※添付した書類をすべてします。

委任状
〇〇 △ 年 4 月 1 日
※依頼を受けた日を記入してください。

郡山市上下水道事業管理者

上記排水設備確認申請書の提出及び確認後の
副本の受領並びに使用開始届及び工事完了届に
関すること。

（受任者）
工事指定店 郡山設備 株式会社
（委任者）
申請人 朝日一平

確認番号 第 号

※浄化槽等の清掃がある場合は、清掃業者名及び電話番号を記入してください。

備考

- 1 該当する箇所（□印）にL印を記入すること。
- 2 確認印等欄には、記入しないこと。
- 3 確認後の副本は、申請人本人が保管すること。
- 4 本申請確認後、1年以内に工事を完了すること。

使用開始届	年	月	日	提出
使用開始日	年	月	日	
くみ取り日	年	月	日	
完了届	年	月	日	提出

拡大

郡山市豊田町×-△
朝日一平
924-〇〇〇〇

記名

郡山市桑野●丁目×-▲
郡山設備 株式会社
代表取締役 郡山太郎
924-〇〇〇〇

記名

各種申請に係る押印の取扱い

テキストP64参照

第1号様式（第5条関係）

記入例

水洗便所改造資金融資あっせん申請書

〇年〇〇月〇〇日

郡山市上下水道事業管理者

申請者

住 所 郡山市朝日〇丁目×-△

氏 名 朝日 一郎

電話番号 924-〇〇〇〇

勤務先 株式会社 こおりやま

自署又は記名押印

- ☐ 郡山市民ですか？
- ☐ 建物の所有者又は占有者ですか？
- ☐ 税金等の滞納はありませんか？

郡山市水洗便所改造資金融資あっせん要綱第5条の規定に基づき水洗便所改造資金の融資あっせんを受けたいので申請します。

施 工 場 所	郡 山 市 朝日〇丁目×-△			
戸 数 及 び 工 事 費	1	戸	800	千円
建築物の所有者及び所有者の同意の有無	所有者氏 名	朝日 一郎	同意の有 無	☒ 有 ☐ 無
連帯保証人となる予定の者の住所、氏名及び勤務先	住所	郡山市夕日〇丁目×-△		
	氏 名	夕日 二郎	勤務先	有限会社 郡山
融 資 希 望 金 融 機 関	こおりやま銀行			
施 工 業 者 名	郡山設備株式会社			
浄化槽雨水貯留施設転用工事	☐ 有 ☒ 無	雨水流出抑制施設補助申請	☐ 有 ☒ 無	
		浄化槽雨水貯留施設転用補助申請	☐ 有 ☒ 無	

備考 1 太線枠内のみ記入してください。

2 「同意の有無」欄は、該当する箇所（口印）にレ印を記入すること。

3 添付書類は、発行日から3月以内のものを添付すること。

拡大

住 所 郡山市朝日〇丁目×-△

氏 名 朝日 一郎

電話番号 924-〇〇〇〇

勤 務 先 株式会社 こおりやま

自署又は記名押印

除害施設等について

テキストP. 55～P. 60 参照

店舗や工場・事業場が公共下水道を使用する際に、公共下水道施設の機能及び構造の保全のため、また、下水道終末処理場の放流水質確保のために、下水道法や郡山市下水道条例で「特定施設」の届出や「除害施設」の設置が義務付けられています。

特定事業場について

下水道法では、各作業工程で悪質汚水を発生するおそれのある施設を「特定施設」として指定し、これらの施設を持つ工場・事業場（特定事業場）は**事前に届出が必要**となります。

また、法に基づく排除基準が定められています。

⇒ 特定施設設置または使用届

申請者は法人または事業体の代表者、もしくは代表者から委任を受けた者

（支店長など、社員で、かつ責任を有する者。その際は委任状を添付。）

除害施設の設置について

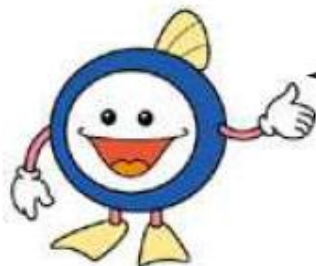
上記以外の店舗や工場・事業場でも、排水が下水道施設の機能及び構造の保全のため、定められた排除基準を超えるおそれのある場合には、「除害施設」の設置が必要です。

また、設置の際には事前に**除害施設確認申請書の提出が必要**です。

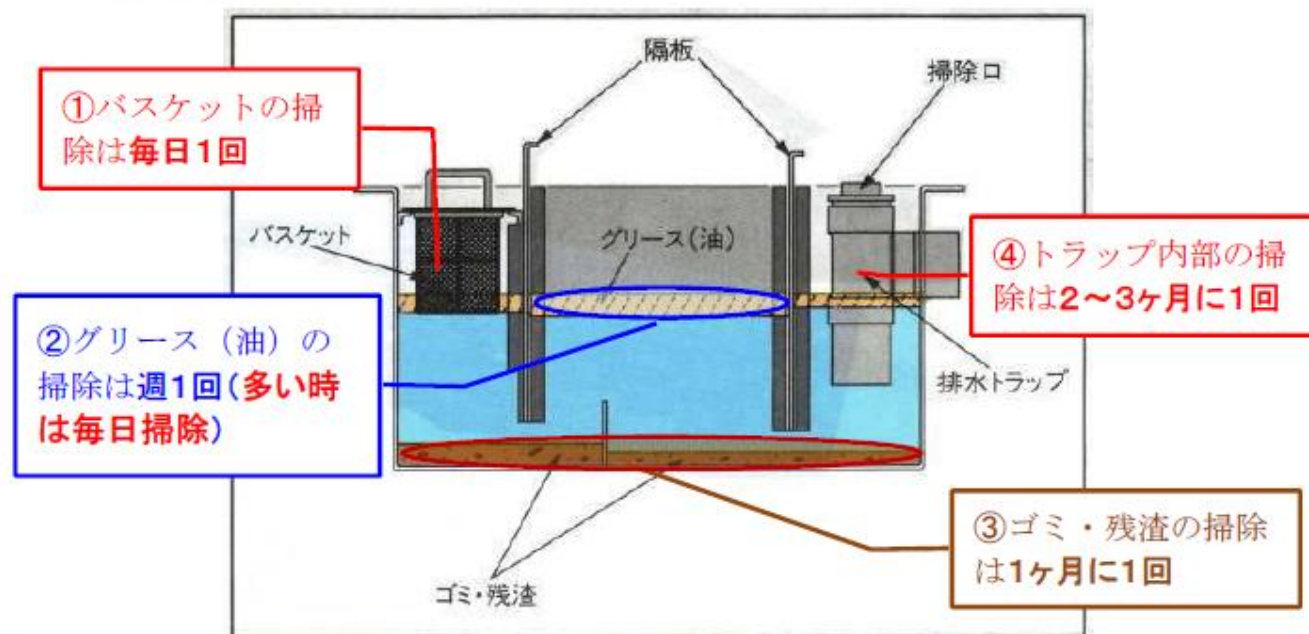
上記のように、排水設備工事は、一般住宅と店舗や工場・事業場等で取扱いが異なります。

排水設備工事を行う際には、一般住宅か店舗や工場・事業場等であるか事前調査を十分に行い、適切な除害施設及び排水設備を設置し、届出等の漏れが無いよう十分注意しなければなりません。

グリース阻集器の保守管理について



グリース阻集器は「油」「ごみ」を集める「器」です。
集まった「油」・「ごみ」は金網、ひしゃくなどで必ず除去してください。
取り外した部品は必ず元の位置に取り付けてください。



グリース阻集器の保守管理について

テキストP. 60 参照

阻集器を設置後、**適正な管理を行っていない店舗等が見受けられます**ので、阻集器を設置した際は、排水設備工事を行った下水道工事指定店から、申請者や阻集器を使用する方（店長等）へ保守管理について詳しく説明して下さい。

※注意 非推奨追加装置（ばっ気装置等） 及び油処理剤の使用禁止について

グリース阻集器メーカー以外の会社で販売する、ばっ気（空気を吹き込む）を行い油脂分を処理するという名目の装置や油脂分を分解して排水として流す薬剤などが見受けられます。

これらの追加装置や薬剤の使用は、グリース阻集器の機能を著しく低下させるだけでなく、下流の管路を閉塞させる原因となりますので、阻集器純正以外の装置や薬剤は使用しないでください。



ばっ気している例
ばっ気による攪拌により、油脂が乳化し
下流へ越流している。



越流した油脂で下水道本管が閉塞し、
下水が溢れたマンホール

阻集器の適正管理を怠ると、機能なくなり、越流した油脂が下水道本管を閉塞させ、流れなくなります。

必ず、規定頻度又は状況によってはそれ以上の掃除をして下さい！！

もし、下水道管を閉塞させた場合、**原因者は下水道管の清掃などの現状復帰を行なって頂きます。**

また、条例による**罰則の対象**となる場合もあります。

下水道接続の改造工事資金を金融機関から借りやすくするため、融資のあっせんをしています。

- ・対 象 者 — 個人の方(法人は対象外)
- ・対象物件 — 専用住宅(事業所は対象外)
- ・あっせん額 — 一戸建ては80万円以内
集合住宅、共同住宅は200万円以内
- ・あっせん先 — 市内金融機関（上下水道局と利子補給などの契約を締結している金融機関）
- ・償還期間 — 融資された翌月から60箇月以内の元金均等償還
- ・利 子 — 無利子（上下水道局が全額負担します。）

※特定環境保全公共下水道接続補助金についてはテキストP.68～79参照

融資あっせんの条件について

1 申請者

- ・郡山市民であること。
- ・下水道に接続する居住目的の建物の所有者または占有者（建物の所有者の同意を得た場合に限る。）であること。
- ・市県民税、固定資産税、都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税、下水道受益者負担金または受益者分担金を滞納していないこと。
- ・連帯保証人となる予定の者が1名いること。

2 連帯保証人（1人）

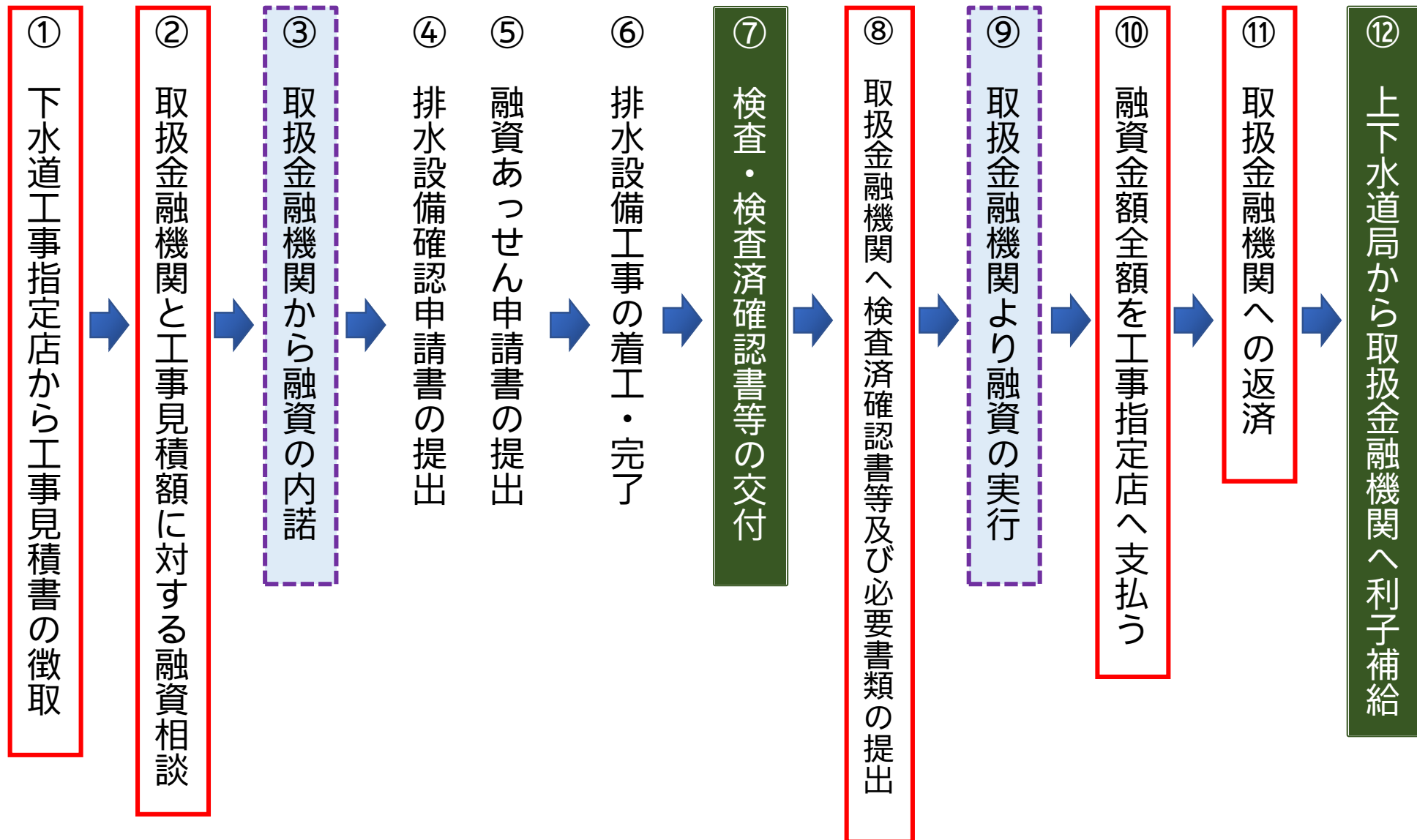
- ・市区町村民税および都道府県民税が課税され、かつ、滞納していないこと。
- ・固定資産税、都市計画税、国民健康保険税および軽自動車税を滞納していないこと。
- ・申請者と同一の会社（個人事業を含む）などに勤務していないこと。

その他の注意点について

- ・工事着工後には受付できませんので、注意してください。
- ・工事を依頼する前に、予め金融機関と融資のご相談をしてください。

融資あっせん制度 手続きの流れ

テキストP. 61 ~P. 67 参照



※ 上下水道局では宅内での雨水貯留を推奨しております

●目的

浸水被害の軽減

- ・河川の増水防止（降雨時の浸水対策）

資源の有効活用

- ・水資源の活用
- ・庭木の水に「水道料金等」がかからない
- ・公共下水道への切替で不要となった浄化槽の再利用

●補助の金額

- ・浄化槽転用又は地下貯留槽

工事費の3分の2

限度額：一般住宅 25万円 事業所等 40万円

- ・浸透ます設置

工事費の3分の2

限度額：2万5千円/基（1棟につき4基まで）

- ・雨水貯留タンク（100L以上）設置

購入費の3分の2

限度額：4万円（1棟につき1基まで）



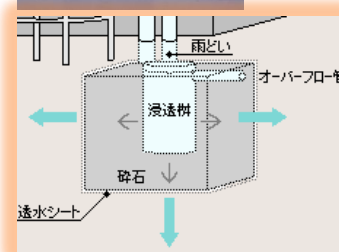
浄化槽転用



雨水貯留タンク



浸透ます



◆土木建築工事等による排水を放流するため、一時的に下水道を使用したい場合は、**一時使用の申請・許可**が必要となります。

一時使用申請・許可については、許可に要する日数を考慮していただき、一時使用したい日から**2週間前**までに申請するようにお願いします。

また、一時使用期間を延長したい場合は、許可期限の2週間前までに変更申請をして許可を受けてください。

使用後は、公共下水道一時使用排水量届に公共污水枳流入入口の閉塞状況が確認できる写真を添付し、営業課管理係へ速やかに提出してください。

また、使用中は報告書を2箇月に一度、お客様サービスセンターへ提出してください。
農業集落排水施設の一時使用についても手続きが必要です。

※注意点

湧水・地下水の排出を行う場合は、沈殿槽や中和槽を設置する等の協議が別途必要になります。（合流式の公共下水道区域：営業課、分流式の区域：道路保全課又は国・県等と協議を行ってください）

供用開始区域外で下水道を使用したい場合は、特別使用許可の申請が必要となります。

◆公共下水道・特定環境保全公共下水道の場合

供用開始区域外で下水道を使用したい場合は、公共下水道事業協力金（受益者負担金または、受益者分担金相当分）を支払い、自費で公共污水桷等を設置（物件設置許可申請）していただきます。

◆農業集落排水施設の場合

供用開始区域外で下水道を使用したい場合は、自費で公共污水桷等を設置（公共污水桷等設置許可申請）していただきます。

※中山地区（熱海町）は、農業集落排水事業協力金（受益者分担金相当分）の支払いが必要となります。

※阿久津地区の一部（あぶくま台団地 開発区域内）及び片平地区の一部（片平地区集落地区計画区域内）は特別使用許可申請は不要です。

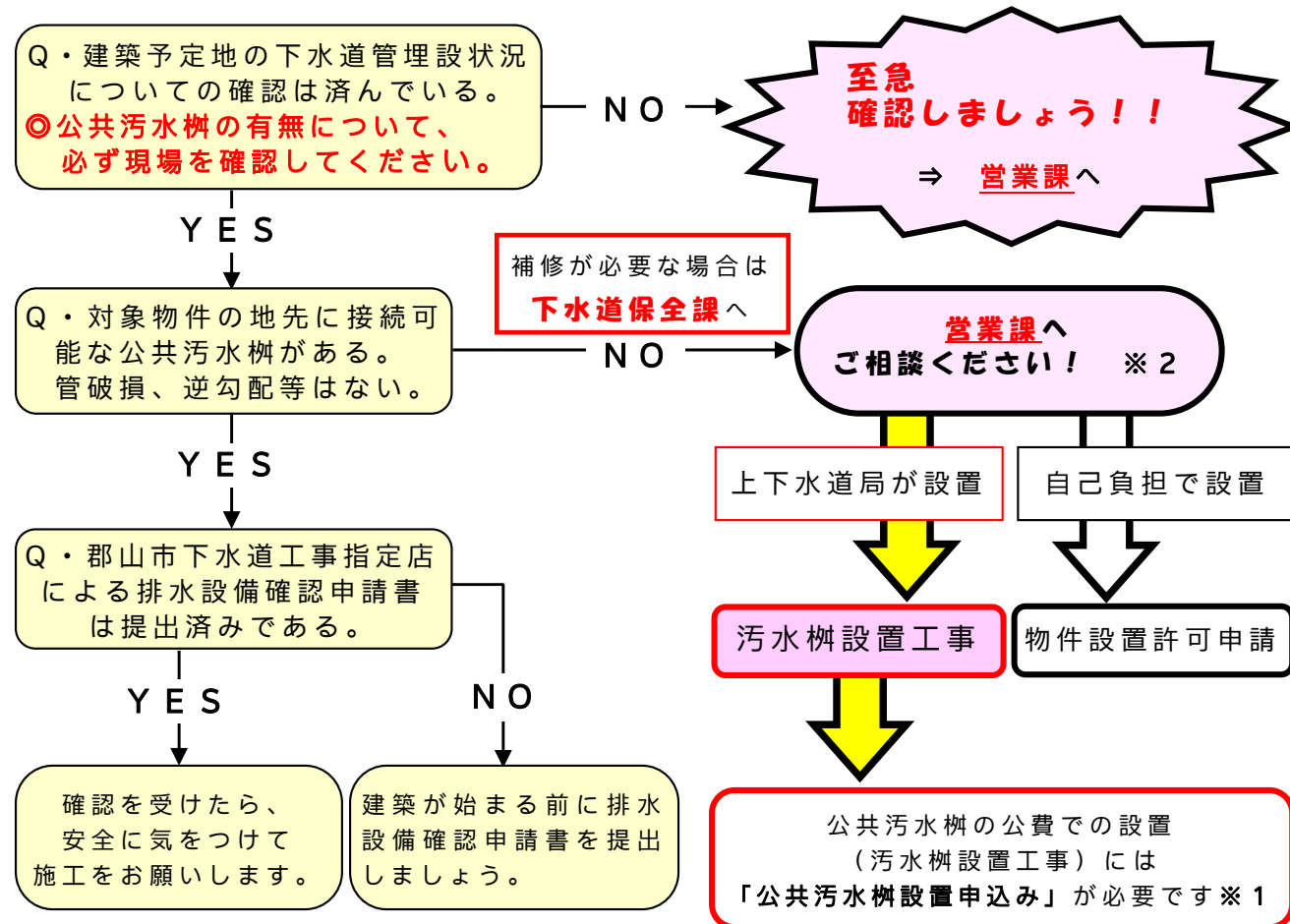
※三町目地区の特別使用許可申請の計画がある場合は、事前に、営業課へご相談ください。

提出書類：P. 20参照

公共汚水柵設置申込みについて

テキストP. 110～P. 123 参照

- ◎ 下水道供用開始区域の建築物の排水は、公共下水道へ接続が義務付けられています。
- ◎ 公共下水道へ接続するには、その入口となる公共汚水柵が必要です。



- ※ 1 申込書は下水道工事指定店により、排水設備確認申請と同時提出となります。
- ※ 2 早急に公共汚水枡が必要な場合や現場条件等によっては自己負担による設置となります。

公共汚水枡設置申込みについて

公共汚水枡の設置には申込みから設置工事完了までに通常約3箇月要します。

マイホームを心待ちにしているお客様へ、計画的に引渡しができるように、建築前に十分余裕を持って申込みをお願いします。

また、年度末（1月頃～3月）の申込み分は翌年度（4月以降）の処理となってしまうため、**3箇月以上**の期間を要することとなりますので、予め御了承願います。

◆物件設置とは

公共下水道管理者以外が行う工事（郡山市下水道条例第17条）をいいます。

◆物件設置の条件

- ①既設公共汚水柵はあるが、同敷地内において、他に公共汚水柵が必要となった場合
- ②既設公共汚水柵の位置、高さ、構造等を変更したい場合
- ③特別使用許可に係る場合
- ④既設公共汚水柵を撤去する場合
- ⑤公共汚水柵を早急に設置したい場合
- ⑥開発許可に係る場合
- ⑦道路位置指定に係る場合（宅地分譲等）

◆申請先

上記④については、公共汚水柵の撤去のみの場合は下水道保全課、
排水設備の新設を含む場合は営業課、
上記⑥については下水道保全課、
その他については、営業課となります。

公共汚水枡等設置許可申請について

テキストP. 124～P. 143 参照

◆農業集落排水施設への接続についての注意点

- ※農業集落排水施設の事業は完了しているため、郡山市上下水道局では公共汚水枡の新設は行いません。そのため、設置に係る費用はすべて自己負担となります。
- ※各処理場の処理能力には限界があるので、必ずしも農業集落排水施設に接続が出来ない場合がありますので注意してください。

◆公共汚水枡等設置の条件(農業集落排水施設)

- ①公共汚水枡を設置したい場合
- ②既設の公共汚水枡の位置、高さ、構造等を変更したい場合
- ③特別使用許可に係る場合（供用開始区域外で下水道を使用したい場合）
- ④既設の公共汚水枡を撤去する場合
- ⑤開発許可に係る場合

※③について、阿久津地区の一部（あぶくま台団地内 開発区域内）及び片平地区の一部（片平地区集落地区計画区域内）については、特別使用許可申請は不要です。

◆申請先

- ①②③については営業課、
- ④については、公共汚水枡の撤去のみの場合は下水道保全課、排水設備の新設も含む場合は営業課、
- ⑤については下水道保全課となります。

ご視聴ありがとうございました